

# リーガルテックと弁護士法 72 条

小暮匠<sup>1</sup>

現在、リーガルテックの分野は成長が著しく、今後もさらなる発展が見込まれている。一方で、契約書自動チェックなどのサービスは弁護士法 72 条の非弁行為を禁じる規定に当たる可能性があることが指摘されている。しかし、具体的にどのようなサービスが弁護士法 72 条違反となるのかは必ずしも明確になっていない。このような状況は、サービス提供者の不安を煽り、今後のリーガルテックの発展を阻害する可能性がある。本報告は、これまでのグレーゾーン解消制度の照会における法務省の回答と弁護士法 72 条に関連する過去の判例とを比較し、リーガルテックサービスの合法性判断への示唆を得ることを目的とする。

## 1. グレーゾーン解消制度の事例と回答

### 1.1 グレーゾーン解消制度

リーガルテックのサービスとして、AI を用いて契約書の内容を自動でチェックし修正するといった機能を持つ契約書レビューサービスの提供が開始されている。しかし、弁護士法 72 条では非弁士の法律事務の取扱いを禁止しており、AI を使った契約書レビューサービスは同条で禁止されている非弁行為に該当する可能性があると考えられている。

この点に関し、事業者が新しい事業を展開する前にその事業内容が現行の規制の適用範囲が不明確な分野において規制が適用されるかなどの法令の解釈・適合性を主務大臣に問い合わせることができるグレーゾーン解消制度（産業競争力強化法に基づく企業単位の規制改革制度）を利用し、既に幾つかの事業者が契約書レビューサービスの適法性について問い合わせをし、回答を得ている[1]。

### 1.2 グレーゾーン解消制度の事例

2022 年に契約書レビューサービスに関わる問い合わせがされた事例は、(図表 1) のとおりである。なお、グレーゾーン解消制度で弁護士法と契約書レビューサービスについての問い合わせの主務大臣は法務大臣であり、法務省が回答している。

(図表 1) 対象サービス

タイトル	概要
AI による契約書等審査サービス (2022. 6. 6)	ユーザーが法務審査を希望する契約書をアプリケーション上にアップロード、AI 技術を用いて契約書の内容の審査結果を表示するサービス。 法的観点に基づく有利不利判定、法

	的リスク、法的観点に基づく修正箇所・修正案、法的観点に基づく留意事項、リスクスコア（法的リスクを数値化したもの）を表示する。
法曹無資格者による契約書等審査サービス (2022. 7. 8.)	契約書の各条項の法的リスクを 5 段階で判定・顧客の不利益等について説明、代替案の提示・その一般的な解説をするサービス。 対象となる契約書（秘密保持契約書、業務委託契約書、雇用契約書、就業規則、利用規約、プライバシーポリシー、販売代理店契約、システム開発委託契約、株式譲渡契約及び投資契約を含む、企業・事業者の通常の業務に伴う契約書）
リスク検出による適切な契約管理サービス (2022. 10. 14)	電子署名を用いた契約書をクラウド上で作成・保存し、その内容に関してのリスク検出、契約条項の代替案の提示及び代替案の一般的な解説をするサービス。 自然言語処理技術により事業者が予め作成したチェックリストと契約書の条項の突合を行い、チェックリストに設けられた条項に対応する説明文を表示する。
契約書レビューサービス (2022. 10. 14)	自然言語処理技術を用いたクラウド型自動契約書レビューサービス。立場に応じた法的リスクの判定、これに関する解説、修正例等を表示する。サービス提供者側が雛形やその類型を作成する AI レビュー型、利用者が自ら雛形を事前に登録する自社雛形参照型に分かれ、さらにそれぞれ機

1 中央大学  
Chuo University

	能を制限した, AI レビュー型機能制限版, 自社雛形参照型機能制限版の4種類に分類されている。
--	--

### 1.1 弁護士法 72 条の規定

弁護士法第 72 条（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）は次のように規定している。

「弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。」

契約書レビューサービスが、弁護士法 72 条の非行為に該当する可能性があるとされているのは、同条の「その他一般の法律事件」に関して「鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱う」ことに該当する可能性があるからである。

サービスの対象となる契約等は、「訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件」には該当しない。したがって、「その他一般の法律事件」に該当するかどうか問題となる。そして、グレーゾーン解消制度では、「その他一般の法律事件」に該当する可能性について、5 つ事例全てについて『「その他一般の法律事件」に関するものと評価される可能性がないとはいえない」と回答されている。

次に、「鑑定」とは「法律上の専門知識に基づいて法律事件について法律の見解を述べること」、「代理」とは「当事者に代わり当事者の名において法律事件に関与すること」、「仲裁」とは「当事者間の紛争を仲裁判断をなすことによって解決すること」、「和解」とは「争っている当事者に互いに譲歩することを求め争いをやめさせること」、「その他の法律事務」とは「鑑定、代理、仲裁若しくは和解」の定義に入らないもの全てを指す[2]とされている。契約書レビューサービスは契約書の作成や修正が主なサービスの内容であるから、契約書レビューサービスは「鑑定」か「その他の法律事務を取り扱う」ことに該当するのかが問題となる。

そして、グレーゾーン解消制度では、「鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱う」ことに該当する可能性について、それぞれサービスの機能ごとに、(図表 2) のように回答されてい

る。

(図表 2) 契約書レビューサービスと「鑑定」

リスク判定とその解説	「条項の具体的な文言からどのような法律効果が発生するかを判定した上でその内容を解説する説明文を表示する」ので「法律上の専門知識に基づいて法律の見解を述べるものとして『鑑定』に当たる」。
有利不利判定とその解説 修正案の提示とその解説	「条項の具体的な文言からどのような法律効果が発生するかを判定すること」を意味しており、「正に法律上の専門的知識に基づいて法律の見解を述べるもの」にあたる。
類似度判定	「レビュー対象契約書の条項等と契約書のひな形の条項等との言語的な意味の類似性の程度を表示するにとどまる」なら「鑑定(中略)その他の法律事務」に当たるとはいいい難いが、「個別具体的な事情に照らし、単に言語的な意味の類似性を超えて法的効果の類似性の程度を表示する」なら「鑑定」に当たる。

## 2. 弁護士法 72 条の解釈

### 2.1 「その他一般の法律事件」の該当性

弁護士法 72 条の「法律事件」に該当するためには、「事件性」が必要であるという見解（事件性必要説）と「事件性」は必要とならないとする見解（事件性不要説）があり、「法律事件」の意義についての見解が分かれている。

事件性とは「法律上の権利義務に関し争いや疑義があり、又は、新たな権利義務関係の発生する案件[3]」とされ、ここでは契約書チェックサービスで利用される契約書の事案が「法律事件」として認められるのかが問題となる。

#### 2.1.1 事件性必要説

「事件性必要説」とは、弁護士法 72 条における「その他一般の法律事件」に該当するためには「実定法上事件と呼ばれている案件及びこれと同視し得る程度に法律関係に争いがある事件と表現され得る案件でなければならない[3]」とする見解である。論拠としては「72 条により禁圧される範囲が広くなり、不当に処罰対象が拡大される[4]」こと、弁護士の職務範囲に関する法 3 条の表現（「その他一般の法律事務」）とわざわざ異なった狭い表現

(「法律事件」)を使っていることや「現代における法律分野の拡大に伴い・・・権利義務関係の対立のある案件は全て『法律事件』に該当するとすれば、処罰の範囲が著しく拡大してしまい、不当[5]」であるとされていることが挙げられる。

事件性必要説を支持したとされる判決に、札幌地判昭和 45 年 4 月 24 日がある。この事案では、ある株式会社が既存の事業とは別に、新しく不動産事業を始めることを計画し、原告から購入した土地を担保に、その土地を宅地に造成したうえ分譲をするために必要な資金を融資して欲しい旨の申込みを原告から受け被告はこれを承諾した。司法書士新田豊はそれに際し、1、被告と原告の間の根抵当権設定契約の締結 2、その登記 3、被告と原告の間の代物弁済契約の締結を委任した。この事案について、司法書士に根抵当権設定契約の締結とその登記、代物弁済契約の締結を委任したことは弁護士法第 72 条の「一般の法律事件」に当たらないとの判断を示した。弁護士法第 72 条の「一般の法律事件」を「社会において行われている無数の正常な法律行為の委任およびこれに伴う代理権の授与、そしてその代理権に基づく代理行為のほとんどすべてを禁止し、弁護士でなければこれをすることができない旨定めたものと解することは困難」であり、「根抵当権設定契約および代物弁済契約は金融取引の正常な過程においてなされたものということができる」ため、弁護士法第 72 条の「一般の法律事件」について、「同条に列挙されている訴訟事件その他の具体的例示に準ずる程度に法律上の権利義務に関して争いがありあるいは疑義を有するものであること、いいかえれば『事件』というにふさわしい程度に争いが成熟したものであることを要すると解すべき[6]」という判断を示した。

### 2.1.2 事件性不要説

「事件性不要説」とは、弁護士法七十二条の「その他一般の法律事件」に該当する要件として、事件性は不要であるとする見解である[4]。論拠としては、事件性必要説をとると、「事件性ということの内容があまりに不明確であり[5]」このような不明確な要件を導入することは、処罰の範囲を曖昧にすること、そういった曖昧なところに事件屋的な違法な行為を行おうとする者がつけいてくることが多いこと[7]、事件性がないことを理由に 72 条違反を否定した裁判例はないこと[8]が挙げられる。

また、事件性必要説をとって、事件性があるが弁護士法 72 条違反が認められるケースが発生すると、

違反者が罰せられるだけでなく、その違反者と依頼者がした委任契約が無効になる恐れがある。よって、委任契約で定められていた代理行為も無効になるという可能性が生じるとの事件性必要説の批判[7]がある。

### 2.1.3 裁判例の傾向

最高裁判決としては、最高裁第一小法廷平成 22 年 7 月 20 日がある。「弁護士資格等がない者らが、ビルの所有者から委託を受けて、そのビルの賃借人らと交渉して賃貸借契約を合意解除した上で各室を明け渡させるなどの業務を行った」事案について、「立ち退き合意の成否、立ち退きの時期、立ち退き料の額をめぐって交渉において解決しなければならぬ法的紛議が生ずることがほぼ不可避である案件に係るもの」とし「その他一般の法律事件」に該当するとの判断を示した。[9]。「(弁護士法 72 条)に列挙されている訴訟事件その他の具体的例示に準ずる程度に法律上の権利義務に関して争いがありあるいは疑義を有するもの」、「『事件』というにふさわしい程度に争いが成熟したもの[6]」とした前述の札幌地裁判決とは異なり、法的紛議があれば「一般の法律事件」に該当するとした。他の裁判例もこの最高裁判決と同様の判断を下している[8]。

以上のことから、裁判例の傾向としては、「純粋な事件性必要説は採用せず、少なくとも紛争の可能性があるか、新たな権利義務関係の発生があれば弁護士法 72 条の適用がある、あるいは、事件性そのものを不要としているとも理解でき[7]」とする見解もある。

一方、裁判例・実務においては、「法的紛議の可能性又は権利義務を変動する案件」として理解されている[10]

## 2.2 「鑑定」「その他の法律事務」の該当性

### 2.2.1 鑑定

弁護士法 72 条における「鑑定」とは、「法律上の専門知識に基づいて法律事件について法的見解を述べること[2]」である。よって「法律上の専門知識に基づく」こと、「法的見解を述べること」であるかが鑑定に当てはまるための要件であると考えられている。

### 2.2.2 その他の法律事務

「その他の法律事務を取り扱うこととは、「法律上の効果を生ずる、変更する事項の処理」や「確定

した事項を契約書にする行為のように」、「法律上の効果を保全・明確化する事項の処理[2]」が含まれる。

「その他の法律事務を取り扱」うことについて裁判所の判断を示したものとしては、東京地判平成28年7月25日がある。原告がある企業との間で締結していた保安管理業務の委託契約の解除手続を被告が代行した行為は弁護士法72条の非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止に違反しており、前述の委託契約を違法に解除され、委託契約に基づく給付請求権を侵害されたと主張して、原告契約が解除されなければ得られたはずの業務委託料及び遅延損害金の支払を求めた事例である。

解除のための解約通知書には、従前の受託者との間の委託契約を解除する旨及び解除後は保安管理業務を被告等に委託する旨があらかじめ印字され、受託者、契約解除の年月、解除の対象となる委託契約の締結日、対象事業場の所在地及び名称の欄に記載事項を書き込めば通知書が完成するようになっており、被告は当該企業に代わって記入をした上原告に郵送した。この行為は、「単に本件解約通知書を郵送したという事実行為ではなく、法律上の効果を発生、変更する事項を保全、明確化する行為といえる」とし、「その他の法律事務を取り扱」うことに該当するとの判断を示した[11]。

契約書レビューサービスは、契約のための書類を作成したり審査したりはするが、それ自体では法律上の効果が発生することはない。ただ、「サービスの一環として契約雛形提供及び契約レビュー機能の提供をしている」場合、「実質的には「弁護士が契約書をドラフト・レビューし、後は依頼者が押印するだけの状態にする」と変わらないため、「その他の法律事務を取り扱」うことにあたる可能性があるという指摘がある[12]。

### 3. 考察

#### 3.1 法律事件

グレーゾーン解消制度の問い合わせへの法務省の回答における、「その他一般の法律事件」に関する見解は、次のようなものであると考えられる。

- ① 基本的に事件性必要説を採用する
- ② 潜在的な紛争の可能性も考慮して事件性を判断する
- ③ 紛争の可能性は排除できないのだから72条違反となる対象は広く考える

法務省の回答は、事件性必要説の立場に立っており、「その他一般の法律事件」に該当するためには、「(弁護士法72条)に列挙されている訴訟事件その他の具体的例示に準ずる程度に法律上の権利義務に争いがあり、あるいは疑義を有するものであること」が必要である(2022年7月8日)としている。しかし、契約関係は、潜在的に権利義務に疑義を生じうるものであると考えれば、契約に関する事柄は、原則として「その他一般の法律事件」に該当するとも考えられる。

もし、事業者側がこうした事件性のない事案だけを取り扱おうとしても、それは実際には困難である。法務省の回答でも、「その他一般の法律事件」に該当しない事案のみの契約書を取り扱おうとした「法曹無資格者による契約書等審査サービスの提供」(2022年7月8日)および、事件性が高いと思われるものを除いた契約書のみをサービスの対象とするとしている「契約書レビューサービスの提供」(2022年10月14日)に対しては、「その他一般の法律事件」を扱うものに当たらないとされている。

よって、現状では「その他一般の法律事件」に該当する可能性を契約書レビューサービスから排除することは困難であるといえる。

#### 3.2 鑑定,その他の法律事務

グレーゾーン解消制度の問い合わせへの法務省の回答では、「鑑定」に該当するかどうかを、判定の判断が法的効果にまで踏み込んでいるかどうかによって判断しているものと考えられる。

回答のなかで、鑑定にあたる可能性を実質的に否定したものは、類似性判定の機能に関して法的効果の類似性ではなくて言語的な意味の類似性に限定されている場合だけである。

雛形と比較・類似度判定において、鑑定の要件である、「法律上の専門知識に基づいて法律の見解を述べるもの」に該当するかは、「ひな形の条項等と異なる部分はその字句の意味内容と無関係に強調して表示され、また、意味内容と無関係にそのまま機械的に表示される」のか、「単に言語的な意味内容の類似性を超えて法的効果の類似性を表示する」のかによる(2022年10月14日)。よって、「法律上の専門知識に基づいて法律の見解を述べるもの」とは、法的効果を考慮しているかどうかで判別することができる。

#### 3.3 検討

以上から、契約レビューサービスについては、「そ

の他一般の法律事件」に該当する可能性は払拭できないが、判定の判断が法的効果にまで踏み込まない類似性判定の機能については、「鑑定その他の法律事務」に該当しないと余地がある事がわかる。ただし、この場合も、解説を付け加える機能については、「鑑定その他の法律事務」に該当するとされている。

しかし、全てのリスクスコアや解説を表示する機能も「鑑定その他の法律事務」に該当すると考えるのはあまりにも厳しすぎる。一概に解説を加えると言っても、さまざまなレベルがあり、例えば雛形に似ているのかどうかなどの定型的なコメントや単純な評価は、法的効果の類似性を指摘するものだとしても鑑定に当たらないとすべきであるとも考えられる。

## 参考文献

- [1] 経済産業省 Web ページ「グレーゾーン解消制度の活動事例」  
[https://www.meti.go.jp/policy/jigyousaiei/kyousouryoku\\_kyouka/shinjigyo-kaitakuseidosuishin/result/gray\\_zone.html](https://www.meti.go.jp/policy/jigyousaiei/kyousouryoku_kyouka/shinjigyo-kaitakuseidosuishin/result/gray_zone.html),  
(2023. 1. 24. 閲覧).
- [2] 日本弁護士連合会調査室『条解弁護士法』(弘文堂, 第 5 版, 2019 年) 653 頁.
- [3] 日本弁護士連合会調査室『条解弁護士法』(弘文堂, 第 5 版, 2019 年) 647 頁.
- [4] 深澤諭史『弁護士のための非弁対策 Q&A』(第一法規, 改訂版, 2020 年) 36 頁.
- [5] 日本弁護士連合会調査室『条解弁護士法』(弘文堂, 第 5 版, 2019 年) 648 頁.
- [6] 札幌地判昭和 45 年 4 月 24 日判タ 251 号 305 頁.
- [7] 深澤諭史『弁護士のための非弁対策 Q&A』(第一法規, 改訂版, 2020 年) 38 頁.
- [8] 深澤諭史『弁護士のための非弁対策 Q&A』(第一法規, 改訂版, 2020 年) 37 頁.
- [9] 最一小決平成 22 年 7 月 20 日判タ 1333 号 115 頁.
- [10] 深澤諭史『弁護士のための非弁対策 Q&A』(第一法規, 改訂版, 2020 年) 35 頁.
- [11] 東京地判平成 28 年 7 月 25 日判タ 1435 号 215 頁.
- [12] 松尾剛行「リーガルテックと弁護士法に関する考察」情報ネットワーク・ローレビュー第 18 巻 1 頁 (2019) .